



報道に品性を！ 報道に信頼を！

「報道被害者支援ネットワーク・東海」会報
連絡先；「愛知総合法律事務所」
〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-2-29
F A X 052-951-6881
Eメール info@hodohigai-tokai.gr.jp

ほっと通信 第3号
発行日 05・5・15

ホームページ開設!!!

<http://www.hodohigai-tokai.gr.jp>

報道被害、様々な意見をFAXにてお寄せください

報道被害は攻めの 姿勢で防止

ネット東海
2年目のシンポ

「報道被害者支援ネットワーク・東海」は4月16日、今年度の総会とシンポジウムを、名古屋市中区伏見の「なごやボランティア・NPOセンター」で開いた。

総会の活動報告では、相談件数が2件と予想より少なめだったことや、ホームページの開設、メディアが刑事事件の少年被告の似顔絵を報道したことへの抗議とその成果などを紹介した。

シンポジウムは、松本サリン事件の報道検証ビデオを生徒とともに制作した長野県の高校教諭・林直哉さんの講演をもとに、報道被害を未然に防ぐ方法などを探った。

相談は、わずかに2件

会は7月20日にホームページを開設し、メールで相談できるようにした。相談の1件は報道内容に関するもので、当ネットの弁護士がサポートして相談者本人が当該のメディアと話し合い、メディア側はより慎重な報道・取材を表明した。



「取材される側のコーディネーター役が必要」とゲストの林直哉さん

目次

1	【ほっとNEWS】 報道被害は攻めの 姿勢で防止
3	公判報道で苦痛再び
3	「電話相談」当面お休み
4	【投稿ほっと】 被害者等基本法の 光と影
5	新聞社に訴訟の嵐を
5	会員のメール交信から
6	似顔絵で返礼ファクス
6	【重要連絡】 お願い、催し案内、 編集後記など

* 投稿規程 *

住所・氏名・電話(FAX)番号、会員であればその旨を原稿に明記してください。

原稿は800字程度。

【注意事項】

趣旨を変えない範囲で原稿に手を入れることがあります。原稿は返却いたしません。

応募は郵送・FAX

・Eメールにて

住所・FAX番号

・Eメールアドレスは

巻頭参照

もう1件は検討した結果、報道被害の対象にならないと判断し、相談者には今後の考え方をアドバイスした。

会員による例会を「新聞週間の特集紙面」や「佐世保同級生殺害事件報道」などをテーマに3回開き、少年の似顔絵報道についての学習会も行った。また他の市民グループとともに「イラク人質パッシング」の報道をめぐるシンポジウムなどを開催、そのもようをホームページや年2回発行したニュースレターで報告した。

電話相談は件数が少ないため、3月30日から当面休止することにした。

コーディネーター役は弁護士が適任

シンポジウムでは林さんが「マスメディアを利用する市民を育てよう - 報道被害は攻めの姿勢で防止する」のタイトルで講演。松本サリン事件を題材に話を始めた。林さんは1995年の春にマスメディア側が事件発生当時の報道を謝罪した後、報道被害に遭った河野義行さんの3人のお子さんが通っていたそれぞれの学校の教頭にインタビューした。その1人はメディア取材の体験を披露してくれたが、夜の12時を過ぎてから電話をかけてきて、子どものクラブや趣味を聞いてきた。「電話では答えられないし、あなたが記者だと分からない」と言って切ろうとすると「ふざけんじゃない」と怒鳴られたという。林さんはその後、事件を取材した記者たちにインタビューをして番組を作っていた。

林さんは以前勤めていた学校の補習授業で、事実と違うことを新聞で書かれたことがあり、



河野さんを支えた弁護士の永田恒治さん

メディアの取材に対応するコーディネーター役の必要を痛感するようになった。多くの市民はマスメディアが中立で真実を報道しているという幻想を持っているが、ニュースの流れなどマスメディアの構造や特性を知り、メディアを積極的に利用するノウハウなどのプログラムの作成を提案した。そのコーディネーターには法律的なバックアップができ安心感を与えられる弁護士が適任だと述べた。

報道被害は「事件から3日で決まってしまう」とし、「問題の中に能動的に入っていき、事前に防ぐような在り方をつくり出す論議をこの場に期待したい」と結んだ。

河野さんを支えた弁護士

シンポジウムでは、松本サ

リン事件で河野義行さんの相談に応じた弁護士・永田恒治さんが「河野さんを真っ黒に書きたてたメディアは何一つ変わっていない。事件当時はメディアを利用するような状況でなく、河野さんの子どもとともに対策を夜中まで考える毎日だった」と苦しい日々をふり返った。

「読売新聞のある若手記者は、毎日議論をして事件報道に疑問を持つようになり、3カ月後に検証記事を書いた。3年ほどで記者をやめ司法を志したと聞いた。研鑽や追及をすることは人をつくると感じた」と語った。

多彩な人材を生かしたい

元中日新聞記者の岩崎建弥

さんは「今年は戦後60年。市民社会は成長したが、メディアの方は戦争中どういう位置にあったかの反省を忘れ、目の前の現象を追うばかりだ。メディアやジャーナリストといった言葉は市民に定着していない。1年間相談の電話がないのはある程度予想したことだが、理解される仕掛けをつくりしつこく続けていくべきだ」と述べた。

日本福祉大教員の加藤悦子さんは「報道被害に遭った人がどんな状態にいるかを想像すると、電話、ファクス、ホームページの相談方法は甘かったと反省。支援ネットワークにはいるいると専門的な力を持った者がいるので、お互いそれを把握して『こんなことができます』と、事件の第一報を聞いたときに駆けつけることも含め、役割をアピールできれば」と具体的な構想を提案した。

公判報道で苦痛再び 奈良・女兒誘拐 殺人の被害者両親

奈良市の小学1年女児が誘拐殺害された事件の初公判が4月18日、奈良地裁で開かれた。コメントを求められた被害者の両親の言葉は「マスコミに対する不信感をぬぐい去ることはできません」ときわめて厳しいものだった。

公判で読み上げられた両親の調書でも「自宅に戻ると報道陣がたくさんいて、なぜそっとしておいてくれないのか」（父親）、「報道陣が家の周りにたくさんいた。長女をさらし者にしたくないという思いで、自宅に連れてくるのをあきらめた」（母親）と、マスコミ取材で受けた被害が紹介された。

事件が発覚した日の取材に対しても両親は、憤りをあらわにして取材を拒否している。両親は、カメラのフラッシュやヘリコプターの旋回音、取材時の空き缶やたばこのポイ捨てのマナーの悪さを挙げ、「私たちの心情をご理解いただき、取材活動を控えていただきたい。報道機関から直接、手紙を受け取り精神的苦痛を受けている」と話した。

関西地区の主要新聞で、このコメントを公判翌日の紙面に掲載したのは、読売と京都、神戸の各新聞だった。読売はコメント全文を第3社会面に載せ、その下に「遺族感情に配慮した取材を進め、今

後も節度をもって行います」と釈明文を掲載した。京都、神戸は両親の調書要旨と並べる形で掲載。朝日、毎日、産経の朝刊紙面には掲載がなかった。読売、京都、神戸新聞の記事によると、両親のコメントは事前の取材申し込みに対し、奈良県警記者クラブを通じて発表したとのことだから、クラブに加盟している朝日、毎日、産経各紙も掲載する道義的責任はあったのではないのか。

私自身この事件ではないが、被害者の関係者に対する取材を命じられたことがあったが、ほとんどの人は取り乱したり泣き叫ぶばかりで、話など聞ける状態ではなかった。話し掛けるのとはばかれるというのが、現場の実態だ。今回の事件でも各紙とも「自宅はひっそりと静まり返ったまま」といったようなりポートしかなく、実際は何も取材ができなかったことを物語っている。何と無駄なことをしていることか。

悲しい目に遭っている人は、そっとしておくのが思いやりというものだ。マスメディアは世の中の常識に沿った報道に立ち返り、読者や視聴者の信頼を回復せねばならない。

(会員・山本)

「電話相談」当面お休み

「報道被害ネット東海」が毎週水曜日午後4時～6時に行っていた電話相談を、3月末をもって、当面お休みすることになりました。相談電話の利用がかんばしくなく、先の総会でも休止が了承されました。

今後は、Eメール、ファクス、手紙によって相談に供えることにしたいと思います。

Eメールの問い合わせは下記URLの相談窓口から。ファクスの専用ダイヤルは052-951-6881。郵送先は〒460-0002 名古屋市 中区丸の内3の2の29 ヤガミビル 愛知総合法律事務所気付「報道被害者ネットワーク・東海」

<http://www.hodohigai-tokai.gr.jp>

投稿ほっと

被害者等基本法の光と影

(依頼投稿者・山本邦晴)

「犯罪被害者等基本

法」が昨年12月に国会で成立し、この4月1日に施行された。

同法は犯罪被害者やその家族の「権利権益の保護が図られる社会の実現」(前文)に向け、国や地方公共団体に責務があるとし、基本的施策を定めたものだ。

事件報道における取材や表現に影響を及ぼす可能性のある条項を含んでいることには注意しておいた方がよい。

同法は前文で、犯罪被害者は「犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった」としている。犯罪に遭ったことによる精神的衝撃や働き手を失ったり、仕事に就けないなどの経済的困難を主に指すことと思うが、犯罪の二次被害として取材や報道による迷惑や風評を挙げる調査もあり、取材・報道がまったく無関係とは言い切れない。

第6条では国民の責務と

して「犯罪被害者の名誉、または生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する施策に協力するよう努めなければならない」としている。これは犯罪被害者やその家族を、集団で取り囲むような取材の自粛を想像させるし、被害者の実名や住所などの表記も十分な考慮が必要になる。報道機関が国や地方行政組織の指示に従うよう求められる可能性もある。

第15条(安全の確保)は「国及び地方公共団体は犯罪被害者等に係わる個人情報適切な取り扱いの確保等必要な施策を講ずる」とあり、これまでのように警察のレクチャーでほぼ自動的に被害者の氏名住所が発表されることはなくなるかもしれない。

実際に尼崎市で起きたJR福知山線事故で、兵庫県警は死者の氏名を遺族の了解を得てから発表したとも

この欄は会員や希望者による投稿コーナーです。投稿への反論も歓迎です

投稿規程

住所・氏名・電話(FAX)番号、会員であればその旨を原稿に明記してください。
原稿は800字程度。
【注意事項】
趣旨を変えない範囲で原稿に手を入れることがあります。

応募は郵送・FAX・Eメールにて
住所・FAX番号・Eメールアドレスは巻頭参照

聞く。事故の犠牲者ですらこうした傾向になっているのだから、犯罪被害者の場合は、氏名の扱いがさらに厳格になることが予想される。

ただ、権力や行政機関のいたずらな情報隠しといった恣意的な運用には、報道側は当然目を光らせる必要がある。

いずれにしても、これまでのマスコミの取材スタイルが通用するとは考えない方がよさそうだ。読者・視聴者の生活に有用な情報を提供するという報道の使命に立ち返って、犯罪被害者に対する取材がなぜ必要なのか根本から問われねばならない。

！！あなたの意見をお寄せください！！

会員に限らず当通信への投稿を歓迎します。報道被害に関係するものなら何でも結構です。字数は800字程度、住所、氏名、電話(ファク

ス)番号を明記。郵便、ファクス、メールなどでお送りください。論旨を変えませんが、読みやすく文章に手を入れることがあります。

投稿ほっと

新聞社に訴訟の嵐を

(投稿者・津田秀一)

報道被害者支援の方法

として、一つの提案があります。これは「ロス疑惑事件」で報道被害を受けた三浦和義さんから聞いた方策です。

そもそも報道被害が起こるのは、マスコミのいいかげんな報道姿勢が原因です。購読している新聞が、ウソの報道をしていることを発見した場合に、その新聞社を相手に慰謝料を請求するのです。

ウソの報道ならなんでもいいのですが、特にいいのは報道被害にあったケースです。例えば自分が警察署で取り調べを受けた際に、自分が言っていないことを自供したとして報道された

場合など。また被疑者の名前や年齢が間違っている場合もOKです。とにかく間違った報道を見つけたら、それを指摘して訴訟を起こすのです。

根拠は、購読者は真実の報道を受け取れることを前提に購読しているわけだから、ウソの報道をされた場合には「精神的苦痛を伴った」と主張できると思うのです。請求額は1万円で結構です。悪質なウソに対しては、例えばある新聞の全国の購読者にメールで呼びかけて、各地でいっせいに訴訟に持ち込む、という方法があります。この場合には、誰かが訴訟の方法をメールで指南してあげれば、各地で訴訟に参加する人は助かります。

本人訴訟をすれば原告の費用は1件あたり3千円くらいですが、被告の新聞社は1件あたり数10万円の訴訟費用を負担することになり、経済的にも大きな負担になります。これが各県の地裁にいっせいに訴訟を起こされるわけですから、新聞社はたまったものではありません。

裁判では、報道が真実であったことを新聞社が証明しなければいけませんが、そもそもウソの内容を真実だと証明できるわけはなく、勝訴は確実です。

三浦さんは自身に降りかかった被害報道を本人訴訟で約6百件闘い連戦連勝。使い切れないくらいの損害賠償を受け取ったとのこと

です。ちょっと乱暴な意見かもしれませんが、皆さんはどう思われますか。

(参考文献・三浦和義著「弁護士いらず」)

<A> 4月以降、記者の方から、公共機関が個人に関わる情報を(氏名を含めて)出さなくなり、取材がやりにくくなっているという話を聞きました。事件・事故で救急車で運ばれた人の氏名を消防に聞いても、教えてくれなくなったと言っていました。個人情報保護法の施行の影響だそうです。メディア規制条項は修正されましたが、このような形で報道への影響が出ているようです。

 なるほど、個人情報保護法の影響ですか。確かに、私の職場でも、こんなところでこんなことも? と驚くような対応を見聞きします。過剰反応な気もします……。罰則があるということが公共団体・企業をこれほどまでに、ピリピリさせることにつながっているのでしょうか?

<A> JR福知山線事故で、今後心配なのは運

転士に関する報道です。今、一番つらいのは、運転士の家族かもしれません。

 昨日、たまたまワイドショーで”車掌の妻”のインタビューをやってみました。顔こそ隠していましたが、なんだかとても他人事のような口調に聞こえて、見ている私の方がハラハラしてしまいました。

亡くなられた方の中に氏名の公表をされず、匿名としている方が数名ありました。理由のひとつには、報道被害を想定されてことなのだろうと、悲しみの中にもさらにご苦労があるのだと感じました。

もし、これが名古屋での事故だったら……。当ネットは何かできるのでしょうか? 先日のシンポを踏まえて考えると、何かをすべきなのではないでしょうか?

委員のメール交信から

「似顔絵」で返礼ファクス

「報道被害ネット東海」では、幼児虐待死事件（少年逆送事件）の名古屋地裁初公判で、メディアが雇用した画家らが、傍聴席最前列で筆音を響かせて、少年の似顔絵を描かせ、テレビや新聞紙面に使用した件で、「被告人の適正な裁判を受ける権利」を侵害したとして、その後の善処を申し入れてきました。

そして判決当日にも「同様な事態を招きかねない」と、再び申し入れを行いました。その結果、「概して自粛が守られた」として、下記のような声明を司法記者クラブに送付しました。

司法記者クラブ御中

ファックスで失礼いたします。

私たち「報道被害者支援ネットワーク・東海」は、過日「少年似顔絵報道に関する要望」を再度お送りしたこともあって、去る19日に名古屋地方裁判所で行われた、少年の4歳児傷害致死事件の裁判に関する取材・報道に注目しておりました。拝見したところ、テレビ1社のほかは似顔絵を報道したメディアはなく、落ち着いた報道になっていたように感じられました。また、その内容も、判決に基づいて事件の背景を探ろうとする報道となっていたように見受けました。私たち「報道被害者支援ネットワーク・東海」は、今回の裁判の報道がこのようなものになったことを歓迎しております。マスメディアの皆さまのご努力に敬意を表するとともに、人権への配慮をあらためてお願いいたします。

2005年4月22日

「報道被害者支援ネットワーク・東海」

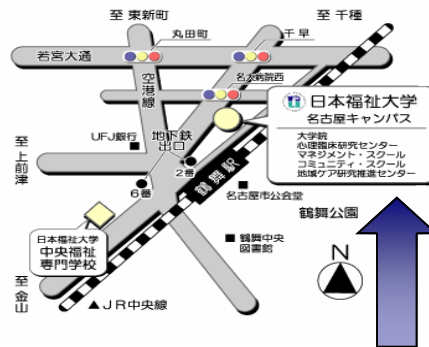
「報道被害ネット東海」会費納入のお願い

先の総会開催を機に、当会も2年目に活動のコマを進めます。つきましては、会員の継続と新規加入の受け付けを行っています

年会費は正会員3000円、賛助会員1口1000円。郵便振込口座「報道被害ネット東海」

= 口座番号00840-4-203422

今後の会の運営がかかっています。
ぜひ、ご協力のほどお願いします。



「報道被害ネット東海」例会への誘い

隔月に例会を開いています。会員は自由に参加できます、是非のぞいてください。問題がある報道の分析や時折々のテーマを設定して、気軽に議論を交わしています。

日時と場所は、奇数月の第3火曜日午後6時30分から、名古屋市昭和区の日本福祉大名古屋キャンパス（地下鉄「鶴舞」駅から徒歩3分）の会議室です。参加費は無料。

催し案内

名古屋でメディアリテラシー教育研究会中部支部例会
メディアリテラシー教育、実践者として活躍の中村純子（すみこ）さん（川崎市立宮前平中学校 / 国語メディア研究会）がゲスト。ビデオ教材を用いた授業を模擬授業を含めて具体的に発表する。

6月11日（土）13:30～17:00 名古屋法律経済専門学校1号館（金山総合駅南口徒歩1分） 参加費1,000円

申し込みは、事前にメールで水野恵さん（愛知産業大学三河中学校教諭 勤務先は〒444-0005 岡崎市岡町原山12-10） megumi@asu.ac.jp まで。

編集後記

「待っているのは報道被害の情報はやって来ない」。“開店休業状態”の電話相談に対する結論が、こうもたらされた。そして「報道被害対策には、こちらから出向いて対応すべき」とも

先のシンポで一つの結論が出た。「待っている」のは“殿様商売”なのか。しかし、それは分かったが、間髪を入れずに出掛けるほど会員に余裕があるのか。周囲を見渡すといずれも、お忙しい人ばかりだ。次は、それをどうクリアするかだ。（恒）